

## 「北九州市糖尿病重症化予防連携推進会議」開催要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市糖尿病重症化予防連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）の開催にあたって必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 連携推進会議は、糖尿病重症化予防に取り組む団体等が連携を図り、糖尿病重症化に関する情報共有や対策の検討を行い、その成果を評価、分析することで、患者のQOLの低下防止及び医療費適正化を目指すことを目的とする。

### (構成員)

第3条 構成員は、公益的かつ非営利的に糖尿病重症化予防に取り組む団体の中から、保健福祉局長が選任した者をもって構成する。

2 議事内容により構成員の他にオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは保健福祉局長が選任した者とする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、オブザーバーの任期は、開催会限りとする。

### (解任)

第5条 保健福祉局長は、委員およびオブザーバーが次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者であることが判明した場合
- (2) その他委員であることが不相当と保健福祉局長が認めた場合

### (会議の公開等)

第6条 連携推進会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、保健福祉局長の決定により非公開とすることができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項を協議する場合
- (3) 円滑な運営が損なわれるおそれがある場合

(4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(議事録の公開)

第7条 公開の連携推進会議については、その議事録を作成する。議事録には次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時・場所
- (2) 出席した者の氏名
- (3) 発言の要旨
- (4) その他必要な事項
- (5) 問い合わせ先

(運営)

第8条 連携推進会議は必要に応じ保健福祉局長が招集する。

2 連携推進会議の庶務は、保健福祉局健康医療部健康推進課において処理する。

(責務)

第9条 委員およびオブザーバーは、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。